

K121.8

17

2

國光社編纂

尋常小學讀本教授用書

東京國光社

尋常小學讀本教授用書卷之二

國光社編

總論

本卷は、總て廿五課より成り、五課毎に一段となし、分ちて五段となす、每段前段の意を繼承し、敷衍し、而して總て前卷に於いて啓發したる所の觀念を豫備とし、更に一步を進めて、其の意を敷衍し、各段其の最重を置く所のものに由りて之を總括せり、第五段に於いては、更に前四段を總括し、以て本學年の教科を總合して、臣民の本分たる忠良の一要義に歸す、其の各段の意義の如きは、以下序を追うて之を述べん、希くは、教授者細心留意して編者の意の存する所を誤らざらんことを望む、

國光社編纂

尋常小學讀本教授用書

東京國光社

尋常小學讀本教授用書卷之二

國光社編



本卷は總て廿五課より成り、五課毎に一段となし、分ちて五段と
なす、毎段前段の意を繼承し、敷衍し、而して總て前卷に於いて啓
發したる所の觀念を豫備とし、更に一步を進めて、其の意を敷衍
する所の最も重きを置く所のものに由りて之を總括せり、第五段
に於いては、更に前四段を總括し、以て本學年の教科を總合して、
臣民の本分たる忠良の一要義に歸す、其の各段の意義の如きは
以下序を追うて之を述べん、希くは、教授者細心留意して編者の
意の存する所を誤らざらんことを望む、

第一課 日の出

(注意) 以下第一課より第五課に至る一段は、本卷の精神とすべき、最主要なる教訓を連ねて冒頭となし、ものにて、各課の關係及、各課の寓意に於いては、教授者の注意して、其の意義を貫徹せしめられんことを要す。

本文 あさひが、やまから、でかかりました。

ひのでは、されいあります。

注意 本課は一の卷第一課「日」と云へる教課の意を反覆し、更に之を敷衍する目的に出づ、即旭日の瞳々として東山の端に上る状其の尊嚴其の廣大は、以て我が國體の尊嚴に比すべく、以て神州國民の雄大なる氣象に比すべし。是本書全體の主義精神とする所にして、其の意義の詳細に至りては、前卷第一課に陳述する所の如し、而して前卷の「日」の課に於いては、其の書に廣大なる海洋面を示し、以て我大八洲の海國として世界に雄飛すべき意を寓したるを以て、本課に於いては、山間僻邑の地に於いて、児童が居常屬目する所に依りて「日」に配するに「山」を以てせり、而して旭日の光輝が鬱葱たる山林に映する狀を示して、自然山林を愛護する思念を發生せしむる意を寓す、且書様

に山間一面の田園を示せるは、是村郷致富の象を寫し出せる意義なれど、教授者宜しく此の書様の深意の存する所に依りて、其の教用の術を運用すべし。

後節(ひの)ではきれいであります。此の一旬は、之を児童の心鏡に映せしめて、其の秀麗高妙なる思想を發せしめ、我國の前途をして、毎朝見る所の太陽と同じく、赫々たる光輝を發せしめんことを勉むる念を感發せしむべきなり、今假に教授の一例を示せを左の如き説話の順序に依るも亦一法ならんか。

○誰某の家は、日の出の勢なりなど云ふが、日の出の勢とは、如何なることを意味するか。

○如何せど、家をして、日の出の勢とならしむることを得るか。

○我國は、支那に勝ちてより、名譽は世界を震動せり、此の勢を形容せど、何といふべきか。

應用 (一) ひがくれる、
(二) あさひがさす、
(三) よがおける、

第一課 雞

本文 ここににはどりがないてをります。

注意 本課は第一卷第三課の『トリ』の意を受け、又前課の『旭』と云へるより連絡したるものなり。旭日始めて東天に昇りて鶏鳴を聞く、朝景の爽快なる、宇宙此に過ぐるものなし、鶏の聲は、實に人の精神を鼓舞作興するものにして、兒童をして之を聞くことを喜しむる念を發せしむるは緊要の事なりとす。鶏鳴て起き、盥漱し髪を梳り、衣を整へて禮容を具へ、父母の安否を候ふことは、子弟の禮にして、我國古來より行はれ來りたる道なれど、併せて此の習慣を助長せしめんこと肝要なりとす。教授者宜しく本課の効力ををして、此の點にまで及ぼさしむる工夫ながるべからず。

後節 これはをんそりであります。此の一旬、又聊意の存する所なきにあらず、即時を告ぐるは、雄鶏の職分にして、牝鶏の晨を告ぐるは、我國の習にあらず、男女の道を、鶏に依りて説き示せる事、古來其の教あることなれば、本課も亦、茲に其の意を寓せり。

應用 (一) にはどりには、どさかどけづめどがあります。

(二) めんそりは、たまごをうむ

第三課 生徒體操

本文

ガクカウノセイトイガ、ナランデナリマス。

コレハ、タイサウナルトヨロデアリマス。

注意

本課は前課の早起と云へることに連絡して、學校の狀を寫し、且前卷第十四課第十五課、及第卅五課の意を反覆訓練したるものにて、始めて學校の事を説くに當り、先體操の課を出したるは、編者大に深意の存する所あれとなり、今や學生の體質漸弱弱ならんとする時に當り、之を矯正して、元氣を作興する法は、專體育を主とせざるべからず。現時知識の發達に於いては、之を歐米國人に比して、遜色なしと雖、近來體育に注意せざる結果として、惜いかな體格軟弱に陥り、智能を容るゝ器に適せず、動もすれば勤勉の力を喪失して、本分を誤るもの十に八九あり、何ぞ痛嘆に耐ふべけんや、學校衛生の事、近頃頗る重を置くに至れるは、喜むしきこといふべし。茲に體操のことを持げたるには、兒童をして身體を鍛練する意氣を作興せしめんとせしに外ならず。

應用

(一) セイトイガ、ガクカウニユク、

- (二) ガクカラウデハ、タイサウモシマス、
 (三) タイサウハカラダヲ、ツヨクイタシマス、

第四課 天長節ノ祝

本文 ケフハ、テンナヤウセツデアリマス。

イマカラ、ガクカラヘデテ、オイハヒマウシマセウ。

注意 本課は、前課の學校と云へることより連絡して之を出す、且教課の順序は、正に天長節の佳辰に相當せるを以てなり、抑學校教育の事たる、其の本旨とする所は、忠良なる臣民を養成する一義に外ならず、故に學校訓練の要旨とする所も、亦之を措きて他にあるべからず、故に先天長節の佳辰に於いて、臣民の誠意を捧ぐる事を以てせり、是最重んすべきことなれど、本課は特にこゝに之を掲ぐるなり。

(附説) 天長節は、畏くも我が天皇陛下の御降誕ましくし佳辰なれど、苟臣民たるもの、誠心誠意を以て祝賀し奉るべきは、當然の事なり、學校の授業を休むも、亦舉りて祝賀の式を擧げ行はんが爲なり、然るに往々授業を休むを以て、單に遊ぶべき日と心得、校内に於いて、御真影を拜し、祝賀の式を擧ぐる席に列せざるものあり、是父兄が家庭

の教育如何にもよるべけれど、三つ兒の精神百までの警諭もあれど、須く十分に拜賀の式を擧ぐる所以を諭し、御真影を拜するは、恰、陛下の御前に伺候して、祝壽を奏するに等しき事を記性せしめんことを務むべきなり。

應用

- (一) ケフハ、十一ケツ三カデアリマス、
 レフツハ未授ケザ
 (二) テンチャウセツハテンシサマノ、オウマレアソバシタヒデアリマス、
 (三) キミガヨノウタヲウタツテ、オイハヒマウシマセウ、

第五課 國歌

本文 きみがよは

ちよにやちよに

さざれいしの

いははとなりて

こけのむすまで。

注意 本課は、前課に關聯して「君が代」の國歌を教ふ、教育者其の教訓の際に於いて、特に

注意すべき要領甚尠しとせず、蓋唱歌は、児童の心神を養ふに於いて、其の効果最著く、愈久うして、其の感化愈深きものなり、故に此の歌を唱ふるに際し、児童をして其の真意より發せしむることに重きを措かざるべからず、若其の口唱の状、單に俗謡に於けるが如くならしめを、其の効なきのみならず、反りて其の結果大に憂ふべきものなり、而して此の神聖にして尊重なる『君が代』の國歌を、甚不適當なる場所にて唱へらるゝことあるは、最悲むべきことなりとす、專學校の教育に於いて、主として訓説匡正をするものなりと信す、即ちを唱ふる時と場所とを撰ぶと共に一念至誠の衷情より發せしむる様にすべきなり。

應用 (二) ちよにやちよとは、いつまでもそれなじことであります。

(二) さざれいしとは、ちいさないしのことであります。

(三) いはほとは、ねほきないしのことでござります。

(四) こけのはゆることを、むすどまうします。

備考 此の歌の出所は、古今集第七賀の部に題しらず、讀人知らず『我が君は千世に入千世にさざれいしの嵐となりて苦のむすまで』であるを、君が代と改めて今は祝賀の歌詞に用ひられたるなり。

第六課 秋

(注意) 以下第六課より第十課に至るまでを一段となす、前段に於いて本卷の全體を骨頭となせる意に次ぎて、專業勤勉悅樂の事を説き、且海國思想養成の端となす。

本文

このひとは、いねを、かつてをります。

いねのほがおもさうにたれてをります。
ことしは、ほうねんでありませう。

注意

本課は農業稼穫の状を寫して、我國多數人民の産業に就き、之を重んずる思念を涵養する意を寓せり。

後二節いねのはが、ねもさうにたれてをります(ことしはほうねんであります)此の二句は、實に農家快樂の状を寫し、ものにして、之を讀まし、農家歡喜の状靄然として思念に浮ぶものあるべし、凡實業獎勵の念を與へんには、先其の業を喜ぶ念を發せしむるを以て本とす、農家の兒童と雖、農業は如何に快樂多きかを知るにあらざれど、之を尊重する念を起すことを得ず、故に本課は、其の收穫時の樂の以て一年の勞苦を忘

るに足るべきを示し、以て大に其の農業を奨励すべき端を啓きたり。

(附説) 本課の如きは、稻を刈るにつき、苗代より、田植耕耘、灌溉の事、並に収穫の事より、米となるまでの農夫の勞苦を概説し、總て事は千辛萬苦の後ならでは、良結果を見るを得ざるを説き、併せて穂の充實するに從ひ下垂するは、恰人の學徳の身に備はる程、人にも譲ることを例證し、德性陶冶の料に供するに便なるべし。

應用 (一) かまにて、いねをかる、

(二) ひとがれもさうに、いねをかついでゆく、

(三) いねがよくできだとしを、ほうねんといひます、

第七課 休時間の遊事

本文 オヤスマニノジカンニ、ナリマシタ。

ナニナシテアソビマセウカ。

オニゴトヲイタシマセウカ。

テウレンノマチヲイタシマセウ。

注意 本課は、放課時間の状を寫して、學校の娛樂を知らしむる意を主とす(オニゴトヲ

イタシマセウカ)の一句は、専女子に就きて(テウレンノマチヲイタシマセウ)の一句は、専男兒の遊戲に就きて、之を示せるものなり。

能く勤め能く遊ぶは、良習にして優遊不斷は陋風なり、勤むべき時に勤め、遊ぶべき時に遊ぶ、其の業や進歩して、其の遊や快活なるは、必然の理なり、之に反して、務むるどもなく遊ぶどもなく、業務に從事するに時間の制限なく、休息するに一定の規律なきときは、倦怠交來りて、常に活潑の動作に乏しく、快樂の伴ふものなきに至るは、是亦當然るべき所なりとす、我が雄大なる國民は、當に斯の如くなるべからず、習慣は第二の天性となるべきものなれど、常に時間を恪守し、放課時間には、常に快活の遊戲に從事せしめ、思想を一洗して、再課業に服せしむる好習慣を養成せざるべからず、即各放課時間には、務めて兒童を開拓誘導して、快活なる遊戲を取らしめ、次の課業に對し倦怠の念ながらしめんことを要す。

應用 (一) ヤヌミノシカソニハ、オニゴトヲイタシマセウ、

(二) テウレンハ、オモシロイアソビデアリマス、

第八課 兵隊遊

本文 タラウガ、タイシヤウニナリマシタ。

ケンナヌイテ、ガウレイシテナリマス。
ヘイタイガ、イキホヒヨク、ススンデユキマス。

ヨノヘイタイハ、バウシナカブツテナリマセヌ。

注意 本課は前課に連絡して、児童が快活なる隊列運動をなす状を示す、其の最初に於いて、たらうは、たいしやうになりましたの一句中、太郎と云へる假設辭は、即其の級中の年長者の意にして、友誼間に於いても、長幼の序を重んすべきことの意、此の中に存するなり、けんをぬいて、ひきほひよくすすんで是等の文字は、児童の快活なる心性に向ひて、其の勇猛なる精神を鼓舞することに注意するは、教授上の要點なりとす、而して、我國の兵制は、國民皆兵士となるべき制度なることを説き、兵役は國民の義務にして此の義務を盡すは、國民の本分なることを諭し、若、體格虛弱等の故を以て、兵士たるを得ざるは、不名誉なることを自覺せしめ、體育の忽にすべからざることを、忘れしめざらんことを要す。

應用 (一) タイシヤウハ、ガウレイスルヒトデアリマス。

(二) タラウハ、バウシナカブツテラリマス。
(三) カラダガヨクナイト、ヘイタイニナレマセス。

第九課 池中ノ舟遊

本文 ラウサン、フ子ヲユシラヘマセウ。

ユノイタニアナナアケテ、タケノホバシラナタマセウ。
サア、フ子ガ、デキマシタ。

ユレカラ、ホバシラニ、ハタチツケテ、イケゾナカニ、ウカセマセウ。

注意 本課は、児童友誼の狀を寫し、併せて舟を製作する様に依りて、本書編纂の主旨中

重を措ける、海國思想養成の端緒を啓く、即第一卷第一課の勢頭に於いて、先大海を示したる主意に基き、正に大に海國民の思想を養成せんとする所なり、夫我國の海上權力を擴張して、國運の隆盛を計らんには、諸多の計畫ありと雖其の基く所は、國民の海國思想に求めざるべからず、而して斯かる思想は、多くは校外に於ける遊戯の際に實地演習せらるゝものなり、古來我國の風習、専、陸上の事業のみを重んじて、未海上の事

に及らず、児童の常に愛玩する物の如き、三月の雛人形五月の幟、或は、剣、槍、弓、矢等其の種類尠からずと雖、未玩具の舟の如きものは、稀なりしなり、然るに世界の海國と呼べるゝ他邦の風俗に就いて察するに、児童嬉戯の器具は、常に帆船、或は、小艇の如きもの。用ゐる、海軍の思想を養成すべきもの一にして足らず、海上權力の一張一弛は、皆、此に發源すとせむ、宜しく深く推究せざるべからず、教授者須く此の意を了解し適當に應用せられんことを切望に堪へざるなり、且其の畫に於いて、檣に日章旗を揚ぐるもの、偶然に非ざることを知了せられんことを望む。

應用

- (一) フネハミヅノウヘヲ、ユクモノテアリマス、
(二) フネハサカナヲトツタリ、ウミヲワタツタリ、ニモツラハコソダリスルニモ

ナキマス、

第十課 小舟遊汽船

本文

ひどが、ふねにのつてをります。
この人は、うで、ふねをこいでをります。

これは、ちひさいふねであります。

あれあちらのはうれはきなふねが、みります。
あの、大きなふねは、じようせんであります。

注意 本課は前課に連絡して其の意を擴充し、更に一步を進めて、人の舡を漁ぐ様を示して、操舟の事を説話する序となす、海濱漁家の児童にありては、幼稚にして、尙、操舟の術を知ると雖、山間の児童に於いては、曾、之を知らず、固より其の居る處の土地によりて、其の風習も同一ならざれども、今我が國を以て大陸諸邦に比すれば、如何なる地方も海濱を距ること遠からず、總べて之を海濱の児童と云ふも、過言にあらざるなり、故に操舟の事の如きは、之を説話するの要、極めて重大なりとす、末句蒸氣船の事をいひ、且書様に於いて之を示せるもの、是亦大に留意説話すべき事なりとす。

應用 (一) ふねには、うでやるのと、ほでゆくのと、じようきですすむのとあります。
(二) じようせんは、大きくばれとは、ちいさくあります。
(三) じようせんのはうは、ほまへせんよりは、やうございます。

第十一課 大

(注意) 以下第十一課より第十五課に至る、五課を以て一段となす、此の段に於いて

は、前段の意を繼承し、本邦人、氣風精神の基する所を説き、漸進みて氣節の一

端に及び、兼て地理志想の端緒を啓發し、且歴史の一斑に及ぶ。

本文

アノ人ハ、ナヒサイイヌヲ、ツレテナリマス。

小サイイヌハ、カハユラシイモノデアリマス。

アレ、大キナ犬ガ、ワソワント、ホエツキマス。

小サイ犬ガ、カハユサウデアリマスカラ、コノタケデ、大キナ犬
ヲ、オヒマセウ。

注意

本課に於いては、兒童の喜ぶべき種々の談話につきて、單簡なる事實の説話より邦人の最重んすべき氣節の一端を説き示さんとするものなり、即本邦人は本來一種の性質を存せり、此の氣風は弱を扶け強を挫ぐ仁義の美風にして、一國元氣の根柢となるものなり。夫弱を扶け強を懲らすは、我日本魂の因りて生ずる所以にして、最尊重すべき精神なり、然るに輓近に至り士風漸廢頽し、離合集散只利を是計る、最輕薄なる氣風をなさんとす、豈概すべき至ならずや、此の士風を輓回するは、今日より急なるはなし、今や東洋の風雲日に非なり、而して我が邦の天職諸多衰弱の隣邦を扶持して、東洋の面目を維持すべき任、亦正に刻下に迫れり、而して内には、邦人の最尊重すべき義

應用

- (二) 犬ハ、ワソワントホエマス、
- (三) ナンハ、小サクテ、カハユラシクアリマス、
- (四) 大キナ犬ハ、ツヨサウデアリマス、
- (四) ヨワイ犬ハ、ウチノマヘデバカリホエマス、

第十二課 大猫を追ふ

本文

小さな犬が、大きなねこを、れひかけてきました。
ねこは、木の上に、にげのぼつて、じたをみてをります。
犬は、木にのぼれませぬゆゑ、下から、ぼりてをります。
小さな犬でも、大きなねこよりは、つよいとみられます。

注意 本課は、前課の意義を繼承して、其の意を擴充す、今や世界萬邦の形勢、其の強弱の勢は、強く邦土の大小廣狹に關せず、只其の實力の備はる所にあり、而して各國互に相

呑嚥し、相擠排する間に立ちて能く邦家の面目を保ち、宇内に雄飛せんと欲せむ。國民の元氣をして旺盛鞏固ならしむると同時に、財富の度を高くするに在り、本課記載する所、甚無邪氣なる一説話に過ぎざれども、其の意の存する所亦此に在り、斯かる寓意は、素より幼兒の耳に入り得べき所に非ずと雖、力の強弱は、其の體の大小に關らず、苟其の力弱からんか、如何に其の體大なりと雖、其の効なき所以を示し、其の實力を養ふべきことを知らしむべし。

應用

- (二) ねこは、たたみの上にすみ、犬はのきの下にねる。
(三) ねこは木にのばる。
(三) ねこはねずみをとり、犬はらんをまもる。

備考

賴山陽貓狗說あり、其の旨高尙なりと雖、亦以て説話の参考となるに足らん、左に之を錄す。

貓捕鼠于内、狗警盜于外、各有其職、以事主者也。然諺曰、畜貓三歲、三日忘惠、畜狗三歲不失、而人常愛貓而疎狗、何哉？以其形體則狗之粗、不若貓之嬌也；以其性情則狗之剛決、不若貓之善柔便辟也。是以貓之於主人不離其左右出入其閨門食有魚寢有櫛，而狗則寢於土而食於糞、終歲不得望見主人之面、認盜而吠無賞、縱鼠而不捕無罰。

可悲也夫。

第十三課 山の松、川の魚

本文 あちらよ、たかいや、まが、みゆます。
山の上よ、まつの木が、はりてをります。
まつのはは、いつも、あをあをしてをります。
この川は山の下から、ながれて、くるのであります。
川のうちに、こひ、ふななが、すんでをります。
この川の水は、きれいであります。

注意

本課は、簡単なる談話によりて、地理志想を啓發する端緒とせり、其の松の事を説明するに當り、まつのはは、いつも、あをあをしてをりますの一節は、第一卷第八課、及第十三課に於いて述ぶる所の意義を繼承し、(かほのうちに、こひ、ふななが)の句に於いては、前卷第二十二課(こひ)の意をうく、故に説話の際、前卷陳述せし所を參照し、以て其の意を敷衍せんことを要す。

應用

- (一) 山には、木がはれてあり、川には、うをがすんでをります。
(二) 川の水は、山からながれてでます。
(三) わがくには、山たかく、水きよくげしきよきくにであります。

第十四課 一月一日紙鳶と羽子

本文
けふは、一月一日であります。

そこのうちよもかしまつをたて、日の丸のはたを、あけてあります。

あれをどこのこが、たこをあけてをります。

をんなの子が、ばねをついてをります。

そちらもれもしろさうに、あらんとをります。

注意 本課は、教授課程の序、恰新年の季節に相當するを以て、特に之を掲ぐ、此の課に於いて、殊に教授者の注意すべき要件は、戸々門前に松竹萬春を籠め、翩翩たる旭草の下に、聖壽の無疆を謳ふことは、他の衰弱瀕死の邦土に住する國民の受け得べからざる慶事たり、この感を兒童に想像せしむれば、聖代の恩徳を覺知せしむるに於いて、大に易きものあらん。

應用

- (一) 一月一日は、そのはじめであります。
(二) けふは、四はうはいの、れいはひ日であります。
(三) がくかうにいつて、れいはひを、まうして、まわりませう。
(四) 日の丸のはたが、いへなみに、たてられてあります。
(五) をとこの子は、たこをあげ、をんなの子は、ばねをついてゐます。

第十五課 紙鳶の繪

本文

ソノタコノエハ、ナニデアリマスカ。
コレハ、カトウキヨマサガ、トラガリナシテナルエデアリマス。
ソレガ、キヨマサデアリマスカ。

キヨマサハ、タイカフサマノケライデ、タイソウ、ツヨイヒトト、
キイテナリマス。

ワタクシラモ、キヨマサノヤウニ、ツヨクナリタイモノデアリ
マス。

注意 本課は、前課の遊戲の節と、相連絡して、歴史上の志想を啓發する端緒とす、即加藤清正の勇武を説明し、之に因みて、我が邦絶代の英傑たる豊太閤の事に及ぶ、太閤様、加藤清正等の語は、兒童をして、一度彼等の心中に其の根跡を止めしめなぞ、終生遂に忘れざるものなり、兒童をして太閤の威風を海外に輝かしたる豪氣、清正の六尺の孤を托せらるゝに足る節義等を兼ね有せしめぞ、我が臣民たる躰面を保つに於いて、蓋遺憾なかるべし、故に先此の二將の名を掲げて、歴史教授の端を啓きたるもの、その意亦偶然に非ざるなり(ワタクシラモ、キヨマサノヤウニ、ツヨクナリタイモノデアリマス)此の一匁兒童をして、彼等名將の威風、并に氣概を欽羨する念を惹起さしむべき所たり。

應用 (一) カトウキヨマサハ、タイカフヒテヨシノ、ケライデアリマス、

(二) キヨマサハ、テウセソセイバツノトキ、タイソウテガラガアリマシタ、
(三) キヨマサノヤウニ、ツヨイ人ハ、スクナクアリマス、

備考 (第五卷第二十四課備考参照)

第十六課 雪達摩

(注意) 以下第十六課より第二十課に至る、五課を以て第一段となし、前段の意義を紹述して、兒童の活潑なる英氣を養ひ、艱難辛苦に堪ふべき、素養をなさしめ、兼て歴史、理科の一斑に關する思想を養成し、又精闢勤勉の素地を涵養す、

本文 大ソウ、ユキガフリマシタ。

センセイガ、子供ヲツレテ、ウンドウバヘ、出テ井ラレマス。

子供ガ、大キナ、ユキダルマニクリマシタ。

一人ノ子供ハ、フデデ、目トハナトチ、カイテナリマス。

コノユキダルマニハ、口ガアリマセヌ。

コレカラ、ツケルノデアリマセウ。

注意 本課に於いては、雪中遊戯の様を示して、快活なる児童の精神を養ひ、兼て忍耐勤勉の貴重なる所以の意を寓す。

凡國民を造らんには、三育を完全に發達せしむるに在り、而して體育を以て先となす體育とは、體操を活潑にする謂に非るなり、事に當りて寒暑風雨に耐へ、且苦楚辛酸に堪ふべく、鍛錬せざるべからず、即雪の降りし日には、雪を搏めて雪合戦をなすも可なり、雪達摩を造るも可なり、以て士氣を鼓舞振作すべし、小供は風の子と云へる如く、又雪の子と云ふべくして、降雪を喜び、雪中を奔走して意とせざるものなり、是児童の體力に注意すべきことなれども、其の氣質體力を鍛錬するは、實に寒暑の艱苦に遭遇せしむることを忘るべからず、

應用

(一) 子供ガ、ウンドウバニ出テ、タイサウラシテキマス、

(二) カホニハ、目、ハナ、口、ミミガアリマス、

(三) ユキノ日モヤスマズガクカウニ出ルハ、ヨイセイトニアリマス、

第十七課 雪の歌

本文 ゆきの とりで を

つみ あけ て
まなびのともそち
うち つそひ
いくさあろび の
れも
ふれく ゆき よ
つもれ
しろや
ふみ みし 人も
ともしび
ゆき
ふりつむ ゆき を
きく
われら もつまん
まど の ゆき

われくゆきよ

われゆき

注意 本課は前課の雪に關聯して、歌により、更に前課の意をして、益深く且強く感得せしめんとする者なり。其の歌詞中古人の刻苦精勵せし事跡を述ぶる如き、其の簡単なる語句の中に、無言の教訓を加へし如き、他日兒童の世に處し、業を行ふ時に當り、之が素をなす所なくんをあらず、教授者此の歌を教ふる際、反覆以て其の意義に通曉せしめん事を要す。

備考

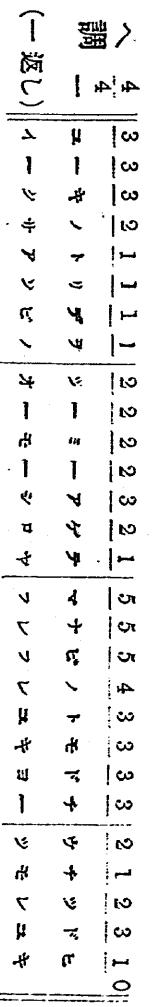
どりで砦なり、本城の外に築ける小城にて、柵などを構へ、兵士を置く處、

ともどち 友達なり、つぞひ 集合の事なり、れもしるや。〔や〕は俗にヨナアに同じ、
ともしび 燈火なり、ふみみし人 昔時支那に孫康といひし人あり、家貧くて燈油

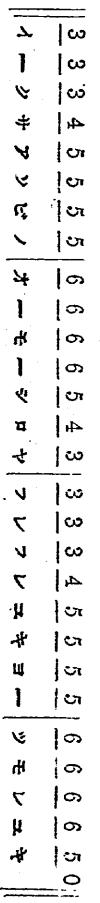
を買ふ能はざりけれど、雪の夕は、書を照して読みけり、後仕へて高官となれり、

歌譜 〔此の歌は文部省編纂小學唱歌集卷之一第十三曲「見渡せ心」の曲譜に合せて唱和する事を得べし。今左に其の譜を掲げて参考に供す。〕

歌



一 ふりつむゆきを一と一もーしびにふみみしひどもーありどさく
(二返し) われらもつせん一と一のゆきふれふれゆきよーつもれゆき



われらもつせん一と一のゆきふれふれゆきよーつもれゆき

第十八課 梅ノ花

本文

ウメノ花ガ、キノイニ、サキマシタ。

ウグヒスガ、オモシロク、ナイテナリマス。

コノウメノ花ハ、白イヘデアリマスガ、又、アカイ花ヤ、八ヘノ

花モアリマス。

ウメハ、テンジンシンサマガ、オスキアソバサレタモノデアリマス。
ソレユエ、天神サマノゴモジニハ、ウメバナヲツケマス。

注意 本課は、前課の雪の事に連絡して、梅花の克く寒を凌ぎ、春に先ちて開く事を説き、

以て第一巻第八課及第十三課の意義を紹述し、兼て梅花につき、理科志想の一端を啓發し、又菅公の事實に説及す。本課意の存する所廣く且大なり、之を教授するに當りては、豫備を前巻の二課に取り、以て此等の觀念を啓發し、明晰確然たる思想を養成すべし、

應用

(一) ウメノ花ニハ、白イノモ、アカイノモアリマス、

(二) 花ビラハ、一ヘノト、又八ヘノトアリマス、

(三) 天神サマハ犬ゾウウメラオスキナサレマシタ、

第十九課 天神様

本文

天神サマノオ名マヘハ、スガハラノミナザ子ト、マウシマス。
小サイトキカラ、ガクモンガオスキデ、ウタチヨミ、文ナツクル

ヨトガ、オジヤウズデアリマシタ。
サウシテ、又、天神サマハ、天ワウサマニ、大ソウナユウギナ「オ方
デアリマシタ。

天神サマノオマツリハ、イツデアリマスカ。

注意 本課は、菅原道眞の事實を説明し、専歴史上の觀念を養成し、忠孝節義の志想を厚

からしめ、兼て勤勉の思念をして益深からしむるを以て主眼となす、

本課記載する所の菅公は、本書掲げたる歴史に関する記事に於いて、第三回に當れり既に豊太閤加藤清正の勇武と節義がありて、加ふるに菅公の至誠あらしめを庶幾くは完全なる臣民たるを得ん。菅公は、實に歴史上忠實至誠の臣として、萬代の標準軌範とすべきものなり、我國古より倭魂ありしと雖始めて倭魂の語を唱導したるは、實に菅公其の人なり、是亦記憶すべき事項ならん。末句(テンジンサマノオマツリハ、イツデアリマスカ)といへるは、文學の神として、祭祀する神なれど、既に兒童の知り居らんことを察してなり、何の郷村も、此の公を祭れる社多く、此の時季に於いて祭典を施行するなるべし、此の時に於いて、其の當時を想起せしむるは、その便益効果蓋少少ならざらんか、

應用

(二) 天神サマトハ、スガハラミナザ示コウヲ、マツツタオ名ニアリマス、

(三) ミナザ示コウハ、ウタヤ、文ヲ、シヤウズニナサレマシタ、

(四) ヨニハ、ガカルオ方ヲ、ニクムワルモノモアリマシタ、

備考

菅原道質は、今より凡千年をかり前の人にて參議是善の子、學問該博、詩文に長じ、兼て治體に通曉せり、第五十九代、宇多天皇藤原氏の專權を抑制せんとし、翰林より擢で、重用し、事を譏せしめ給ひぬ、天皇御年三十にして、位を第六十代、醍醐天皇に譲り給ふ、天皇御位に即き給ひて、道真を右大臣となし給ひぬ、時に藤原時平左大臣たりしが道真の德望遠く己の上に出づるを嫉み、同志と謀り、廢立を謀ると讒奏しけれど、道真は遂に太宰權帥に貶せられたり、道真配所に在りて薨す、後官位を復して正二位を贈り、第六十六代、一條天皇の御時、更に正一位左大臣を贈り、尋て太政大臣を追贈せらる、民間祠を北野に建て天瀧天神といふ、

第二十課 兄弟の美筆

本文 あたの太らうは、ろろほんのけいこをしてをります。

れどうとの二らうは、本をよんでもります。

あれ、いもうとのねだけが、手本をもつてまゐりました。

いから、手ならひするのであります。

この三人のきやうたいは、いつも、中よく、べんきやういたします。

のちには、みな、かしこい人になりませう。

注意

本課は前課菅公の忍耐勤勉の事實に相關聯して、三人の同胞互に相親昵して、日課の復習を勉むる事を示し、以て其の忍耐黽勉の精神を養ひ、兼て家庭に於ける孝悌愛敬の道と、此に對する作法とを教ふ、本課の豫備とすべきものは、第一卷第十四課、及第三十五課の中教授の際相參照して、其の義を貫徹せしめん事を要す、

應用

(一) 太らうと、二らうと、ねだけとは、きやうだいであります、

(二) きやうだいは、たがいに、中をよくするものであります、

(三) あにとあねとは、よくうやまひ、れどうどいもうちとは、せわをせねをなりませぬ、

(四) よく本をよみ、手ならひをするをがくもんをべんきやうするとまうします。

第二十一課 麥ノ耕作

(注意) 以下第廿一課より第廿五課に至るまでを一段となす、此の一段は、本卷の最末段にして、凡て前三段の意を歸納せるものなれど、其の表題は大體に渉るもの多しう、即農商業を獎勵する緒をなし、又女子に向ひては、禮儀作法を習はしむる緒を啓き、最末には國恩の重きを説きて、忠愛の思念を養はしむ。

本文 ユノサムイ風ノフク日ニ、ヒヤクシヤウガ、ハタケニ出テナリマス。

アノ百シヤウハ、ナニヲシテナルノデアリマスカ。

アレハ、ムギノ中ヲ、タガヘシテナルノデアリマス。

ムギハ三四寸ノビテナリマス。

コノムギハ、キヨ子シノアキニ、タ子ナマイタノデアリマス。

今、サムサチコラヘテ、タガヘシテオキマスト、ノチニハ、ヨクミ

ノルデアリマセウ。

注意 本課は、農夫耕作の状を示し、以て本卷第六課及第十六課の意を反覆紹述して、農

夫は其の艱難辛苦を厭はず、勤勉以て他日収穫の樂を得ることを示し、以て其の忍耐勤勉の精神を養ふ、前課第十六課より第十七課第十八課の三課に、寒中の状を示し、此に次ぎて、梅花春に先づ事を説きたる意なり、本課に於いては之を總括して、一課に收むるものなれど、前課の應用を考へ、豫備と應用とに工夫を置き、細心注意あらんことを希望す。

應用 (一) キタ風ガ、サムクフキマス、

(二) ヒヤクシヤウガ、ハタカラヘシテヰマス、

(三) 今ムギハ三四寸ニノビテヲリマス、

(四) コレハ、キヨ子シノアキ、百シヤウガ、マイタノデアリマス、

備考 (卷之三第九課注意卷之五第十三課注意參照)

第二十二課 穀物

本文 コノウナノオクニ、ツンデアルモノハ、ナニデアリマセウカ。

アレハ、米、ムギナドノ、タハラデアリマセウ。

マヘノ方ノ、ナケニ入レテアルモノハ、ナニデアリマスカ。

アレハ、マメト、アヅキトデアリマス。

コノウチハ、コクモツヲウル店デアリマス。

米、ムギ、豆、アヅキ、ナドチ、コクモツトマウシマス。

注意 本課は、前課穀物の意に關連して、其の穀物を賣買する商店の事に説き及び、以て商業の思想を啓く端をなす、而して其の書様に、店主客に接して甚懲惱なる状を示し、且商家店頭の整齊せるを示す、此等の點は、教授者の特に注意を望む所なり。

應用 (一) 米、ムギナドハ、メシニタキ、豆ハ、ニテタベマス、

(二) 米、ムギハ、タハラニ入レマス、

(三) ウリモノヲ、ナラベテオクトコロヲ、店トイヒマス、

備考 米、麥、粟、稗、稷を五穀と稱し、豆類、胡麻、玉蜀黍、蕎麥等を雜穀と稱す、

第二十三課 雛遊

本文 れひなさまを、かざりませう。

れひなさまのうしろに、びやうぶをたて、まへにくわしや、しろ
さけをうなへませう。
このたいりさまは、をぢさまからいたたき、五にんばやは、を
はさまから、いたいたのであります。
これから、れあねさまを、れきやくによびまして、ままでとを、い
たしませう。
れうめや、だまへは、れきふじをしてれくれ。

注意 本課の要旨とする所は、恰此の教授時期に於いて適當なる三月三日の節句に於いて、兒童遊戯の狀を示し、以て、専、女兒禮を習ふ端となす。今や女子の教育大に重んぜられ、女子の智育は、日進の機運に向へりと雖、又同時に女子の最重んすべき、坐作進退の作法、或は家庭日常の事に迂なる弊日を追ふて甚しからんとす、故に此の弊風を矯めんとせし、小學教育に重きを置かざるを得ず、茲に女子に對する特別の課を設けて、女子の禮儀を習ふべきことを示し、所以なり、

應用 (一) くわしはうまくありますが、たべすぎるといやうになります、

(二) れきふじをするときは、まちがひないやうにきをつけねをなりませぬ。

(三) さやくにゆいたときは、ぎやうぎよくするものであります。

備考 雛遊は、女子が平生の遊戯に、人形を飾りて、種々の食物を具へ、祝をなすことで、古は上己の節會又重三の節などを唱へたり。古は、公事にも曲水の宴などいふことありて、御前にて、詩賦の興あり、私事には、酒に桃花をひたして飲み、百病を除くなどいふことありしが、今は止みて、行はれず、唯雛祭のみは一般に行はる。女子が天性なる、優美の心を養はんには、適當の遊なりかし。

第一十四課 父母のまん

本文 めたくしをもを生みうたてて、かやうに、大きくしてくたされたのは、父上母上でござります。

このくにををさめて、父上はじめ、めたくしをもを、おじょくらせるやうにしてくたされるのは、天わうさままでござります。されゆゑ、君と、れやとのれんは、すこしのひまも、わすれては

なりませぬ。

注意 本課は、前段の總體を一括して、忠誠の思念を養ひ、國恩を重んずる念を惹起させんが爲、之を出せり。脩身教授に於いては、常に忠愛の思想を涵養すべけれど、眞に君恩の忝きを了解するものに至りては、甚鮮きが如し。是恐くは、教授の方法其の當を失せしに、坐せすんをあらず、故に敢て此處に之を言ふ所以なり。且夫忠君愛國といふ、其の意に於いては、異なる所ありと雖、之を我が國脉に徵すれば、君は此の土を拓き給ひ、此の國を建て給ふ、此の國土は即君の國土なり。而して君は此の國土に照臨し給ふ、君と國遂に離るべきものに非ず。吾人幸に此の國土に生れ、君恩に浴して生を寧んすることを得。緩急事に從ひて、身命を抛たざるべからざる所以なり。然りてして、君に忠なるは、國を愛する所以にして、國を愛するは、君に忠なる所以の理を忘るべからざるなり。這般の事、初學の兒童には、到底了解し得べきものに非ず。雖、機に臨み變に應じて、此の思想を養成せんこと、最肝要なりとす。併せて此處に之をいふ。

子として親を愛慕するは、自然の情なり。然れども無心の兒童は、唯父母の己が欲情を満足し、吳るゝ人なるを知りて、孝養の怠るべからざる所以を知らず。孝は、百行の本なりとも云へる。幾多の方面より開發誘掖して、此の心を養成せざるべからず。忠臣を求

むるは、孝子の門に於てすと、教育者十分の熱心を要すべき所なりとす。

(二) 父も母もどもに子をかはゆがります。

(三) 君には、ちゅうぎをつくさねをなりませぬ。

(四) 父と母とは、かうかうをせねをなりませぬ。

(五) 人は、生れながらに、ものごとをしるものではあります。

備考 父子の道は親を主とす、人生れて父子あるは、天地の自然なれど、孩提の童も、親を愛み親む心ありて、父母の膝下に抱き養はるゝ時よりして、其の親愛の心自然に生じ、其の年長するに隨ひて、父母を敬する心もまた自然に生ずる也。孝の道は、愛と敬との二つにあり、されども父子の間は、恩を本とするものなれど、親愛の心を以て主とするなり。

父子は、本同一氣にして身躰の分れたるのみなり、子孫の血脈は父祖の血脈なり、父祖は上流にして子孫の前身なり、子孫は下流にして、父祖の後身なり、故に聖賢の語にも、身は父母の遺軀なりといへり、天地開闢し、初て人民ありてより以來、一氣流通して、子

孫あらんかぎりは相連綿す、故に父を親愛して、疾痛痼疾も己が身と同じく、祖先を念ふこと、父を慕ふが如く、子孫を慈すること、己が身に異ならず、これ永き孝慈なり、古、天祖三種の神器を傳へたまひし時に、寶鏡を授けて、吾兒視_ク此寶鏡當猶視吾_{クガフ}と宣へり、天孫は天祖の遺軀なり、天祖を拜したまはんとて、寶鏡に向はせ給はん時、鏡中の御形は、即、天祖の遺軀にましませぬ、天胤の窮なく昌むたまはんには、天祖永く鏡中にましますなり、古歌に「人の子の親にいかなるものをとて懸しきときは、鏡をぞみる」といへるも、此の意に叶へるなるべし。

人々 神明の大訓に従ひ、父子祖孫永世一氣なることを知り、此の心を推して、己が身もまた 天祖 天孫の恩澤を蒙りし人々の子孫なることを知り、今の至尊も、天祖と同氣にましますことを知りて、至尊を仰ぎ奉らんこと、己が祖先の天祖、天孫を仰ぎ奉りし昔に變ることなからんは、是、祖先の志を繼ぐ大孝といふべし、この志を繼ぐ孝心を移して君に事ふるは、父に事ふるに資りて、以て君に事ふといへる意にもかなひて、即、孝は親に事ふるに始り、君に事ふるに中し身を立つるに終るといへる義なり、遠き祖先の志をも繼ぐべき程ならば、近き父母に孝養を盡さるる理あらんや、されど、是を父子の親の大なるものといふべきなり、

(會澤安)

天孫統を垂れ給ひてより、列聖相承け以て今上天皇に至る其の間代々の天皇一向に世を安かれどのみ、御心を碎かせ給ひ、下萬民を愛撫し給ふこと、眞に畏きことの極といふべし、代々の天皇の至仁至慈なることは、さることながら、今上天皇陛下の御登極以來、宵衣肝食以て、御躬親政を聞しめされ、民の疾苦を訪はせ給ふ御仁政の數々は、一々算へ奉るべからず、御製によりて、大御心の一斑を窺ひ奉るべきなり、
御製

いにしへの文見るたびに思ふかな

のが治むる國はいかにと
あやにしきとり重ねても思ふ哉

塞さればはんそでもなき身を

此の御製を拜し奉りても、如何に萬民の爲に、宸襟を惱まし給ふかを知るに足りなん、臣民たるもの、各本分を盡して、以て皇恩の萬一に酬い奉らんことを瞬時も忘るべからざるなり、

第二十五課 皇御國

本文 すめら みくに の もののふ は いかなる こと を
か つとむ べき たた みに もてる までころ を 君
と れや と に つくす まで

注意 本課は、前課の意を歌詞とし、唱和の際、自然に感化を深からしめんとの意に出づ、神洲生民の本分、蓋これより湧き来るものに外ならず、宜しく反覆唱詠せしめ、其の意義の心肝に徹底するに至らしめんことを期すべし、

備考 すめらみくに 皇國なり、ものゝ武夫なり、

1121.8

尋常小學讀本教授用書卷之二終

明治三十年二月四日訂正再版印刷

明治三十年二月八日發行

定價金拾貳錢

著者 西澤之助

東京市京橋區築地二丁目
二十一番地

成澤唯次
東京市京橋區築地二丁目
二十番地

發行兼
印刷者

發兌

國光社
東京市京橋區築地二丁目
二十一番地

